

大阪労働局からのお知らせ

事業主のみなさまへ

今年度 労働保険料第 2 期分の納付期限は

令和 7 年 10 月 31 日 **金** です。

- 納付書につきましては、厚生労働省から送付されます。
- 最寄りの金融機関（銀行・信金・信組・農協・郵便局）で納付してください。
- 口座振替納付をご利用されている場合、納付書は送付されません。

大阪労働局からのお知らせ

年度更新の手続きが遅れると…



政府が保険料・拠出金の額を決定し、
さらに**追徴金**※を課す場合があります。

※納付すべき保険料・拠出金の10%

労働保険料の納付が遅れると…



法定納付期限の翌日から完納された日の
前日までの**延滞金**を課す場合があります。



納付期日最終日は、銀行・郵便局窓口において混雑が予想されます。
混雑緩和のため、早期納付のご理解・ご協力をお願いいたします。

大阪労働局からのお知らせ

お問い合わせの際は

申告・成立手続き

大阪労働局 労働保険適用・事務組合課
☎(06)4790-6340

保険料の納付

大阪労働局 労働保険徴収課
☎(06)4790-6330

または 管轄の労働基準監督署 まで